

第4次広島県障害者プランの策定について

平成30年6月8日 障害者支援課

1 趣旨

本県の障害者施策全般に関する基本計画である「第3次広島県障害者プラン」(平成26～30年度)が終期を迎えることから、新たな広島県障害者プラン(以下、「プラン」という。)を策定する。

2 基本的な考え方

(1) 基本理念(案)

「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

(2) 計画期間

平成31～35年度(5年間)

(3) 障害者を取り巻く状況変化等への対応

第3次プランの「共生」・「安心」・「自立」の3つの柱における重点的な取組に係る主な目標の達成状況や、障害者を取り巻く状況変化等を踏まえ、更なる取組や指標の再設定、新たな取組の重点化について検討する。

① 第3次プランにおける重点的な取組

重点的な取組	主な指標、関係事業等	H30 目標値	H29 まで実績	達成状況
1 あいサポート運動の本格化	あいサポーター数	170,000人	184,193人(H30.3)	◎
2 県立施設等の機能強化	県立医療型障害児入所施設整備事業	—	(基本設計)	○
3 情報の保障の強化	聴覚障害者情報提供施設の整備	1施設	1施設(H29.1)	◎
4 雇用の促進	障害者雇用の実人数	8,279人	8,594人(H29.6)	◎

② 障害者を取り巻く状況変化等

○障害者の法定雇用率(事業主区分に応じ2.0%～2.3%)の引き上げ

平成30年4月から+0.2%(新たに精神障害者を含めて雇用率算定)、平成33年4月までに更に+0.1%

○障害者差別解消法(平成28年4月1日)施行

障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害防止等

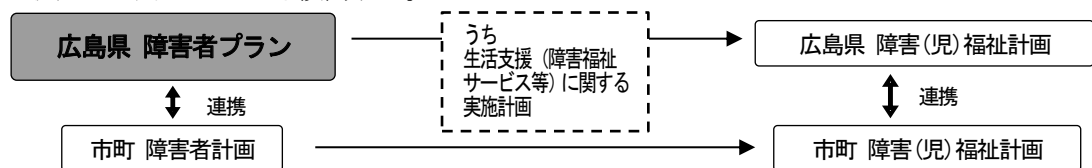
○就労継続支援A型事業所に係る経営破たん事案の発生

福祉的就労に係る課題や支援方策の検証

○2020年東京パラリンピックを契機とした障害者スポーツの振興 等

(4) 広島県障害(児)福祉計画(平成30～32年度)との関係

同計画で取り組む生活支援(障害福祉サービス等)に関する内容を踏まえるとともに、平成33年度以降を見据えた取組の方向についても検討する。



※ 都道府県は、国の障害者基本計画を基本に障害者の状況等を踏まえた基本計画を策定する。(障害者基本法 第11条第2項 抜粋)

3 検討

広島県障害者施策推進協議会や関係団体等の意見を踏まえつつ、関係部局と連携・調整して、障害福祉以外の関連分野(公共施設のバリアフリー化や教育環境の整備等)を含む総合的な取組を盛り込む。

※ 広島県障害者施策推進協議会(設置根拠:障害者基本法、広島県障害者施策推進協議会条例)

～委員20名:学識経験者、障害者、障害者福祉事業従事者及び関係行政

4 スケジュール

	H30.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H31.1	2	3
障害者施策推進協議会			●計画概要		●骨子			●素案			●最終案	
関係団体、市町等					●意見照会(骨子)			●パブリックコメント(素案)				